

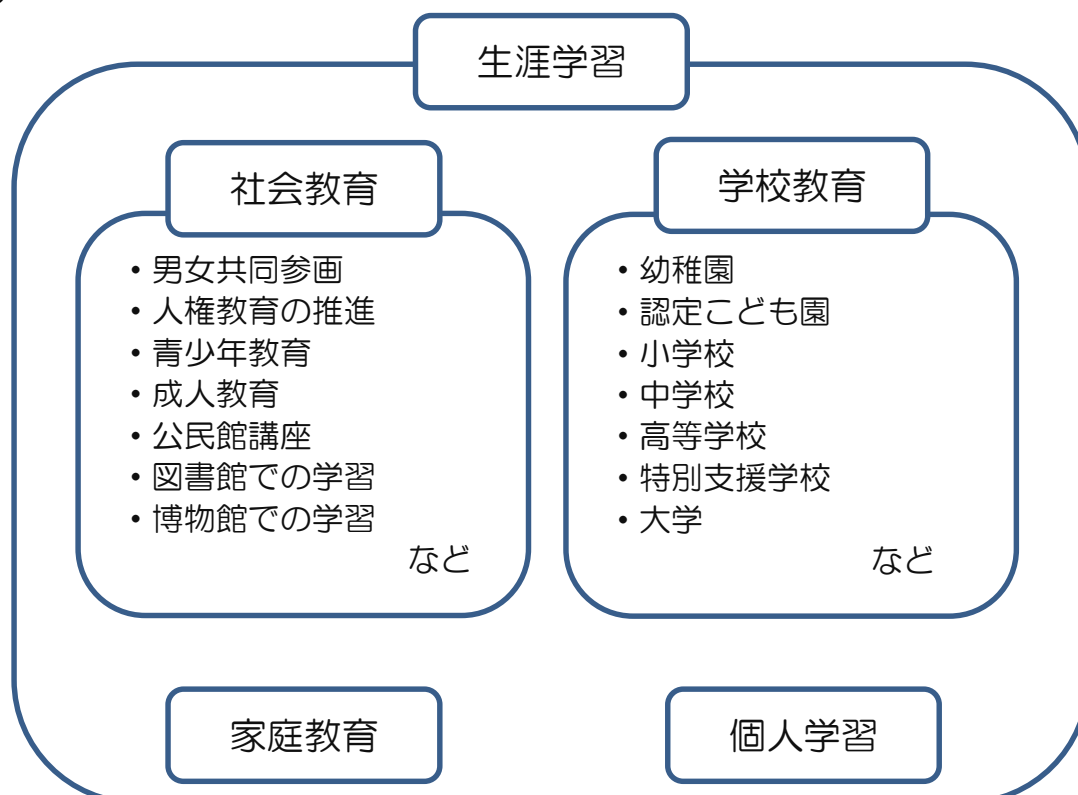
社会教育法関係

社会教育法（抜粋）	大野市社会教育委員条例	大野市社会教育委員の会議等に関する規則
<p>第1章 総則 （この法律の目的） 第1条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。 （社会教育の定義） 第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。</p> <p>第4章 社会教育委員 （社会教育委員の設置） 第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。 （社会教育委員の職務） 第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。 （社会教育委員の委嘱の基準等） 第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p>	<p>（設置） 第1条 社会教育法第15条第1項の規定に基づき、大野市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。 （構成） 第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。 （定数及び任期） 第3条 委員の定数は、9人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （会議） 第4条 委員の会議は、教育長が招集する。 （規則への委任） 第5条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会の規則で定める。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この規則は、大野市社会教育委員条例第5条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （委員長及び副委員長） 第2条 委員の会議（以下「会議」という。）に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選による。 2 委員長及び副委員長の任期は、在任期間とする。 3 委員長は、会議の議長となる。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 （会議の招集） 第3条 会議は、教育長が必要と認めるとき、又は委員の半数以上の者から要求があったとき召集する。 （会議の方法） 第4条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 委員長は、会議の重要事項については、教育長を経て教育委員会に報告するものとする。 （委任） 第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員の会議で定める。</p>

社会教育委員の役割について

(社会教育の定義)

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。



(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

社会教育委員制度は住民参画型の行政の仕組みを表しています。委員は、地域住民と行政との間にいる立場で、住民の声を行政に反映するという大切な役割を担っています。

(市町村の教育委員会の事務)

第5条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

<要約>

- ① 社会教育委員の委嘱に関すること
- ② 図書館や博物館などの社会教育施設の設置・管理

- ③ 講座の開設、学習会や講演会などの開催・奨励
- ④ 運動会、協議会、音楽、演劇、美術などの発表会の開催・奨励
- ⑤ 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設、集会の開催と奨励
- ⑥ 家庭教育に関する情報の提供・奨励
- ⑦ 情報や情報伝達手段を活用するための知識・技能を学ぶ機会を提供するための講座の開設・集会の開催
- ⑧ 児童生徒が放課後や休日に学習や活動を行うための居場所の提供
- ⑨ 青少年に対する社会奉仕体験活動、自然体験活動の機会を提供する事業の実施
- ⑩ 住民の社会教育における学習成果を活用して教育活動を行う機会の提供

(社会教育関係団体の定義)

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 1 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 2 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 3 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案する

住民の意向や地域の課題を反映させて社会教育に関する計画を立案します。
教育委員会の諮問の有無に関わらず、社会教育委員は計画立案に関して、積極的に意見を述べるのが望ましい。

(2) 教育委員会の諮問に対して意見を述べる

教育委員会は、社会教育に関することで意見を聞きたいものについては、社会教育委員の会議に対して諮問を行います。これに対し、社会教育委員の会議が開かれ、「答申」を行います。

(3) 職務に必要な研究調査を行う

社会教育委員は職務を行うために必要な研究調査を行うことができます。
(例) 社会教育施設を視察する、事業の現状について説明を聴く、望ましい社会教育の在り方について、職員等の意見を聴く